

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成19年12月14日付け平19教高第822号で行った公文書の部分開示決定について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

協議の記録のうち、

月日

内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）のうち、

用務先（用務地）の用務地名及び住所（ 県議会議員及び 町議会議長に係るものに限る。）

命令番号

発令年月日

旅行期間

復命年月日

結果または状況

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成19年12月3日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「高校の設立について、 県議、 町長、同議長、 高校同窓会長、 高同窓会、 高同窓会長との、対話、意見交換等の記録、議事録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「山口県立 高校の設立について、 県議、 町長、同議長、 高校同窓会長及び 高校同窓会長との対話、意見交換等に係る記録」を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、平成19年12月14日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」と

いう。)を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年1月12日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 高校再編統合の協議は、透明性が求められ、かつ、県当局としても進んで情報の開示をすべきであり、また、県民・町民はそのことを知る権利があるため。

もとより情報公開の目的は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、その活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的に制定された法律であり条例であるはずである。県公開条例第1条にも「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることを鑑み、県政の透明性の向上を図るため……中略……もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とする。」と同様な趣旨が謳われている。

しかし、部分非開示の理由として、個人情報の保護(条例第11条第2号)とあるが、おおよそ公人(県議、首長)等の個人情報(生年月日や住所)を求めるのではなく、また、公開することにより当該個人に不利益を与えるおそれにも該当しないと考えられる。

さらに、条例第11条第6号 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれもないと考えられ、開示しない理由についても、条文に合わせた理由でなければ正式な回答とはならない。

今回の開示請求は、「よりよい高校をめざした」請求であり、条例第11条第2号及び第6号にあたる情報ではないと考えられる。合わせて、今後、「法の規定に

より又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定される」情報まで非開示にされるのは到底納得するものではない。

(2) 実施機関の理由説明に対する意見

ア 山口県立 高校開設までの経緯について

平成 年 月、県立高校再編整備計画が策定されたようであるが、県立高校再編整備計画の策定から 年 月までの期間について、設置場所等の比較検討が不十分であり、将来を展望したビジョンが欠落し、将来の 内外中学生生徒の予測シミュレーションもなく、これが県教育界の意思決定機関の決定であろうかと耳を疑う程である。

我々が 高校再編計画を知ったのは、平成 年 月 日、 高校同窓会を対象とした説明会が最初であるにもかかわらず、その直後の、同6月の定例議会において、 高校設置に係る条例の一部改正が行われた。

さらに、同 月 日の文教警察委員会では、 高校の跡地利用や知事部局に対して予算措置まで引き出す内容であり、 町民の感情を逆撫するような内容に憤りを感じた。

現在、 高校と 高校の再編統合に関しては、公聴会を開催するなど、地域の意見を聞き参考にしながら決定する方法が取られているが、これが本来の在り方ではなかろうか。

それに対して、 高校の場合は、説明会が開催された時には既に決定したかのような計画では、我々は納得するものではないし、説明を受けた県議、町長、議長、教育長からも再編統合に関する説明は一切されておらず、 町議会でも、考え方や計画案の説明はされていない。

当然のことながら、高校再編整備計画に関する様々な情報や考え方などが、県民や町民に十分提供され、説明されなければならない。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考える。

イ 部分開示において非開示とした記述箇所について

住所や発令年月日の非開示はともかく、今回の異議申立ての最重要事項である結果または状況の非開示は納得できるものでなく、また、部分開示についても内容は内部庶務システムを印刷した旅費請求の復命であり、別に職員作成の正式な復命書が存在すると考えられ、この意味でも不十分な部分開示であり、到底納得できるものではない。

ウ 部分開示のうち非開示とした理由について

条例第11条第6号に該当するものとあるが、どの部分が公開することにより

当該事務事業の実施の目的を失わせ、円滑な実施に著しい支障を来すのか理解できない。

協議の記録に係る部分のうち計画(案)が公表される前の、「いつ頃」から「どういう順番」で調整したか明らかになることが、他地域の再編整備に著しく支障を来すのかも理解できない。

内容についても、関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり、学校運営に支障を来すおそれがあるが、これらの部分については、県当局としても積極的に情報を開示し、地域住民に説明をし、理解と信頼を得ることが必要ではないかと考えられる。条例第11条第6号に該当する可能性が生じるおそれがあるという理由だけで、安易に非公開と決定するべきものではないと考えられ、このままでは、密室による再編統合案といっても過言ではない。

部分非開示の理由として、個人情報保護(条例第11条第2号)とあるが、公人公職(県議・首長・議長・教育長等)にあるものが公務について執行内容について情報公開することは、至極当然のことと考えられる。

条例第11条第6号「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」とあるが、現時点では経過としての報告であるため、将来にわたり支障を来すものではない。

開示しない理由についても、主観を交えた非開示理由であり、条文に合わせた理由でなければ正式な回答とはならない。

エ 部分開示決定における「公文書の件名」について

内容的に理解し難く 高校同窓会に係る公文書が存在するのであれば、却下処分は明らかに誤りであり、当然のことながら、公文書開示決定通知書を追加送付すべきであり、再度、改めて要求する。

オ 実施機関の意見について

県教育委員会では、平成18年度から計画的に県立高校の再編に取り組んでおり、その対象地域は、 地域だけでなく、今後、県下全域で再編計画を進めていくこととしており、円滑に再編整備を推進するため、地元関係者に説明し、意見を聞きながら検討を進めているところであり、今回、 地域の再編整備計画において、地元関係者に行った説明状況、経緯が公開されると、今後、他地域において円滑に再編整備を進める上で著しく支障を来すおそれがあるとあるが、他

地域の統合に関しては、それぞれ事情が違い、画一的な対応は見当違いであり、他地域における円滑な再編整備の支障とはならない。

カ 情報公開について

今、一人ひとりの価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中において、より良い地域の創造のため、新たな価値の構築に向けて努力をしていくことが求められている。このことは高校再編統合においても当然のことであり、その協議は、透明性が求められ、かつ、県当局としても進んで情報の開示をすべきであり、また、県民・町民はそのことを知る権利があると考えられる。

「知る権利」は、憲法 21 条により保障されており、元々民主主義社会に内在する基本的人権の一つとして導き出された権利である。

総括として県当局は、公共課題解決の使命を全うするためには透明性の確保が不可欠であり、一部の利益や恣意的な判断の入る余地のないオープンな情報開示をすべきであり、これらに関し、説明責任 (ACCOUTABILITY) の義務があると考えられる。

(3) 「条例第 11 条第 6 号に該当するもの」に係る部分の補足理由に対する意見

ア 再編整備を円滑に進めるために、地域住民の意見が広く入り、そうした意見を調整する立場にある地元県議会議員や首長、教育長、関係校の P T A 役員、同窓会役員等関係者との協力・信頼関係の中で、再編整備の必要性や再編整備による具体的な学校づくりなどに関する情報を説明し、意見を聞きながら進めることが不可欠とあるが、全くそのとおりである。

しかし、実情は一部利害関係者や 高校出身者等の意見を尊重し、偏った意見が反映されたのは事実であると言わざるを得ない。

イ 内々の調整について、「関係当事者にだけ、事前に情報が伝わっていた。」という事実や「関係当事者の内々の意見や情報」が公開されると、とあるが、これが正に、密室による協議である証拠であり、それらのことを是正していただきたいことが、今回の本来の目的である。

ウ 関係当事者との協力・信頼関係が崩れると、新高校開校後、特色ある学校づくりを推進していくために必要となる学校関係者の支援や地域との関わりが難しくなる。とあるが、そもそも、新高校場所が決定していないのに開校したことが最大の失態である。土台ができていないのに、色々と積み上げなし崩し的に画策するのは、砂で書いた楼閣であり、長く続くものではない。

我々は、 高校の発展のために尽力する企画や意見も持ち合わせており、特色ある学校づくりに寄与できると確信している。

第4 実施機関の説明要旨

1 山口県立 高校開校までの経緯

平成 年 月：県立高校再編整備計画の策定

平成 年 月：小・中学校PTA等を対象とした説明会(地域及び 地域)

：県教育委員会会議において、山口県立 高校と 高校の再編
統合について協議

月： 高校同窓会を対象とした説明会

：6月県議会において、山口県立 高校設置に係る山口県高等学
校等条例の一部改正

月：6月県議会文教警察委員会において協議

：山口県立 高校の入学定員公表

月：山口県立 高校設置

平成 年 月：山口県立 高校開校

2 開示請求に係る公文書の件名及び特定した公文書

山口県立 高校の設立について、 県議、 町長、同議長、 高校同窓会
長及び 高校同窓会長との対話、意見交換等に係る記録

3 開示請求に係る公文書の記載事項

ア 協議の記録

月日、場所、対応者、相手、用件及び内容

イ 内部庶務事務システムを印刷したもの(旅行復命)

所属、職名、住所、用務地、復命状況、命令番号、発令年月日、旅行期間、用務、
備考、用務先(用務地)、復命年月日、結果または状況、旅行種別、実測距離、支
払区分、出発地、到着地、交通手段、高速道路利用、備考、宿泊地、宿泊指定、配
偶者宅等宿泊、県外タクシー利用、駐車場利用、自宅発着による旅費の増額及び旅
費別途

4 部分開示において非開示とした部分

(1) 協議の記録

月日及び内容

(2) 内部庶務事務システムを印刷したもの(旅行復命)

住所、用務地、命令番号、発令年月日、旅行期間、用務先(用務地)、復命年月
日及び結果または状況

5 部分開示のうち非開示とした理由

(1) 協議の記録

ア 月日

再編整備に当たっては、地元関係者に説明し、意見を聴きながら検討を進めているところである。

再編整備の対象地域は、地域だけではなく、今後、県下全域で再編整備を進めていくことになるが、今回、地域の再編整備において、地元関係者に説明に行った月日が公開されると、計画（案）が公表される前の、「いつ頃」から、「どういう順番」で調整したかが明らかになり、今後、他地域において、関係者の意見を聴きながら円滑に再編整備を進める上で、著しく支障を来すおそれがある。

以上のことから、条例第 11 条第 6 号に該当するものと判断し非公開とした。

イ 内容

再編整備に当たっては、地元関係者に説明し、意見を聴きながら検討を進めているところであるが、その際に関係者の対応、提供された情報等が公開されると、関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり、今後の高校の学校運営に著しく支障を来すおそれがある。

また、事前の調整内容が公開されると、他の地域において再編整備を進めるに当たり関係者からの意見聴取が妨げられる可能性があり、今後の再編整備の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

以上のことから、条例第 11 条第 6 号に該当するものと判断し非公開とした。

(2) 内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）

ア 住所及び用務地

出張した者に関する個人情報で、その者の住所が特定されるものであるため、条例第 11 条第 2 号に該当するものと判断し非公開とした。

イ 命令番号、発令年月日、旅行期間及び復命年月日

(1) のアと同様の理由

ウ 用務先（用務地）

相手方に関する個人情報で、相手方の住所が特定されるものである場合には、条例第 11 条第 2 号に該当するものと判断し非公開とした。

エ 結果または状況

(1) のイと同様の理由

6 部分開示決定における「公文書の件名」について

平 19 教高第 8 2 2 号で通知した「公文書部分開示決定通知書」の公文書の件名の

中に、却下処分を行った 高校同窓会に係る公文書の記録を誤って含めている。

したがって、理由説明書にはこの件名を除いたものを記載している。

7 実施機関としての意見

県教育委員会では、平成18年度から計画的に県立高校の再編整備に取り組んでおり、その対象地域は、 地域だけではなく、今後、県下全域で再編整備を進めていくことにしている。

円滑に再編整備を推進するため、地元関係者に説明し、意見を聴きながら検討を進めているところであるが、今回、 地域の再編整備において、地元関係者に行った説明状況、経緯等が公開されると、今後、他地域において円滑に再編整備を進める上で著しく支障を来すおそれがあると考ええる。

8 「条例第11条第6号に該当するもの」に係る部分の補足理由

再編整備の対象地域は、 地域だけではなく、今後、県下全域で再編整備を進めていくことにしており、現在、次の4年間の再編整備計画の策定に取り組んでいるところである。

再編整備を円滑に進めるためには、地域住民の意見が広く入り、そうした意見を調整する立場にある再編整備対象校の地元県議会議員や首長、教育長、関係校のPTA役員、同窓会役員等関係者との協力・信頼関係の中で、再編整備の必要性や再編整備による具体的な学校づくりなどに関する情報を内々に説明し、意見を聴きながら進めることが不可欠である。

こうした内々での調整に係る情報が公開されると、関係当事者との協力・信頼関係が崩れ、次のような理由により、当該地域だけでなく、今後、再編整備に取り組むすべての地域において、再編整備の円滑な推進に著しく支障を来すおそれがある。

ア 内々の意見や情報等が公開されると、今後の再編整備に係る関係当事者と当方との協力・信頼関係が崩れ、面会を拒否する事態も予測されるなど、円滑な調整が著しく妨げられる。

イ 関係当事者との協力・信頼関係は不可欠であり、その構築に多大な労力と時間を要することになる。

ウ 関係当事者が、意見聴取や情報提供に対して警戒を示し、本音の意見や情報収集が行えない事態が生じるおそれがあり、本音の部分の意見聴取等に多大な時間と労力を要す。

エ 内々の調整について、「関係当事者にだけ、事前に情報が伝わっていた。」という事実や「関係当事者の内々の意見や情報」が公開されると、当事者の属する組織の中や居住する地域において、その者の立場を著しく傷つけ、組織や地域において信

頼を失うような事態が生じるおそれがあり、関係当事者個人に多大な迷惑をかけることになる。

オ 関係当事者との協力・信頼関係が崩れると、新高校開校後、特色ある学校づくりを推進していくために必要となる学校関係者の支援や地域との関わりが難しくなる。

第5 審査会の判断

1 対象公文書内容及び性格

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「山口県立 高校の設立について、 県議、 町長、同議長、 高校同窓会長及び 高校同窓会長との対話、意見交換等に係る記録」を特定しているが、当審査会が見分したところによれば、本件請求に該当する公文書は、県立 高校の設置に関し、実施機関の職員が 県議会議員、 町長、 町議会議員、 高校同窓会長及び 高校同窓会長と行った面談、意見交換等の内容を記した協議の記録と旅行を命じられた実施機関の職員が復命した内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）（以下「本件公文書」という。）から成るものであると認められる。

これらは、いずれも実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いる文書として当該実施機関が保有していることから、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号の該当性について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに掲げる「イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができる」とされている情報、「ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して

実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「ニ 公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をすることとなっている。

(2) 本件公文書について

内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）に記載されている実施機関の職員に係る住所及び用務地名並びに 県議会議員に係る用務先（用務地）の用務地名並びに 町議会議長に係る用務先（用務地）の用務地名及び住所並びに 高校同窓会長及び 高校同窓会長に係る用務先（用務地）の用務地名に関する情報が非開示とされている。

ア 実施機関の職員に係る住所及び用務地名並びに 高校同窓会長及び 高校同窓会長に係る用務先（用務地）の用務地名に関する情報

当審査会が本件公文書を見分したところによれば、用務地については、「一般職の職員等の旅費に関する条例及び同施行規則の運用方針について（昭和40年1月29日付け人事第72号総務部長通知）」別表に定める、職員、 高校同窓会長及び 高校同窓会長の住所の属する地域区分を範囲とする用務地名が記載されている。

したがって、実施機関の職員に係る住所及び用務地名並びに 高校同窓会長及び 高校同窓会長に係る用務先（用務地）の用務地名に関する情報は、いずれも個人に関する情報であって、既に開示されている氏名又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

イ 県議会議員に係る用務先（用務地）の用務地名並びに 町議会議長に係る用務先（用務地）の用務地名及び住所に関する情報

当該情報は、アと同様、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当するが、既に公にされている情報であると認められ、同号ロに該当することから、開示すべきである。

3 条例第11条第6号の該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、同条第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務

若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

ア 日付等に関する情報

協議の記録に記載されている当該協議を行った月日及び内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）に記載されている当該協議に係る旅行の命令番号、発令年月日、旅行期間、復命年月日に関する情報が非開示とされている。

このことについて、実施機関は、再編整備の対象地域は、地域だけではなく、今後、県下全域で再編整備を進めていくことになるが、今回、地域の再編整備において、地元関係者に説明に行った月日が公開されると、計画（案）が公表される前の「いつ頃」から、「どういう順番」で調整したかが明らかになり、今後、他地域において、関係者の意見を聴きながら円滑に再編整備を進める上で、著しく支障を来すおそれがある旨主張している。

しかし、平成17年9月に実施機関により策定された「県立高校再編整備計画」において、再編整備計画の推進に当たっては、小・中・高等学校の保護者など関係者の意見も聞きながら、具体的な学校づくりについて検討してこれに取り組むとされているところであり、社会的な影響の大きい重要な施策である再編整備計画の具体的な実施手続きを非開示とすることは、かえって県民の不信感を招くことにもなりかねないというべきである。

確かに、手続きの過程の開示を行うことにより、一時的には計画の実施に混乱が生じるような場合も予想されないわけではないが、むしろ、そのことが県民の真の理解と信頼を確保し、その協力・参加のもと、実効性のある再編整備計画を着実に推進していくことにつながるといえるべきであり、今後の同種の再編整備計画に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれは認められない。

したがって、当該情報は開示すべきである。

イ 対談、意見交換等の内容等に関する情報

協議の記録に記載されている内容に関する情報及び内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）に記載されている結果または状況に関する一部の情報が非開示とされている。

(ア) 協議の記録に記載されている内容に関する情報

当審査会が本件公文書を見分したところによれば、その内容は実施機関の職員と面談者の意見交換等について記載されたものであり、もともと面談自体、その発言内容を公表することについて全く予定されているものではなく、面談

者が実施機関の職員の説明を受けたのち、発言した率直で自由な意見交換の結果等が記録されているものと認められる。当該情報は、その場において直ちに述べられたものであることから、その時点で未だ基本的な立場が確立されておらず、未成熟な内容を包含するものである。また、その発言内容が実施機関の記録作成者により要点のみに要約されているものであることから、記録された部分と実際の発言内容との間にニュアンスの違いが生じたり、記録された部分のみが実際の発言内容であるかのような誤解が生じたりすることも十分考えられる。

さらに、再編整備計画自体、地域の生活に密接な関係を有するものであることから、利害の対立が鮮明になりやすいものと考えられ、関係者の発言内容に対しては、様々な立場の者から種々の意見や批判等が提示されることが予測されるところである。

こうした当該情報の記載内容や性質に照らすと、当該非開示部分を公にした場合には、関係者が反対の立場の者からの批判等を予測し、また、憶測に基づく無用の誤解等を招くことを懸念し、これらを避けるため、発言が制御され、その結果、内容が萎縮し、表面的な一般論や結論にとどまるなど、自由で率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。さらには、実施機関と関係者との信頼関係を損ない、そもそも、意見交換自体を実施できない状況に陥るおそれがあることも十分に認められる。

もとより、再編整備計画に係る事務を適切に遂行する上で、関係者との率直かつ忌憚のない自由な意見交換等を通じて、その内容を具体的な検討の参考にするとともに、関係者の理解と協力を得ることは、欠くことのできない重要な要素であることから、計画推進のための具体的内容を積み上げていく過程が阻害されることは、今後の同種の再編整備計画に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第11条第6号に該当すると認められることから、当該情報を非開示としたことは妥当である。

なお、少数意見として、当該情報については、「県立高校再編整備計画」に掲げられている進め方に即して行われるべき手続きに関する情報であり、同計画の進め方として、「今後、小・中・高等学校の保護者など関係者の意見も聞きながら」とされており、もともと、小・中・高等学校の保護者などに対しては再編整備の進行状況を開示することが予定されていると考えられる。とすると、仮に情報を開示することによって反対運動等が生じ一時的に計画の実施に

混乱を来すとしても、その程度の混乱は上記整備計画に織り込み済みのものと言え、これをもって今後の同種の再編整備計画に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするものとは言えないとの意見があった。

(1) 内部庶務事務システムを印刷したもの（旅行復命）に記載されている結果または状況に関する情報

当審査会が本件公文書を見分したところによれば、その内容は、(7)で述べたような職員と面談者の意見交換等に関する記述ではなく、既に開示されている結果または状況の内容と同様、用務を遂行したことを報告する内容のものであると認められることから、当該情報を開示しても、関係者の理解と協力を得て適切に進められるべき今後の同種の再編整備計画に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は開示すべきである。

4 その他

異議申立人は意見書で実施機関の計画の進め方について意見を述べているが、審査会は条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり（省略）